



知らないと損をする!? 加入する年金制度の種類



年金制度は、働き方によって加入する種別が変わることがあります。
ご自身の種別を確認してみましょう。

いつからどんな年金制度に加入する？

- 日本に住むすべての人は、20歳になると「国民年金」に加入します。
- 民間企業の会社員や公務員は、入社と同時に「厚生年金保険」にも加入します。つまり皆さんは、同時に2つの年金制度に加入しています。
- 企業年金制度のある民間企業等で働く皆さんは、国の年金制度とは別に、企業年金制度にも加入しています。

年金制度の加入者の種別とは？

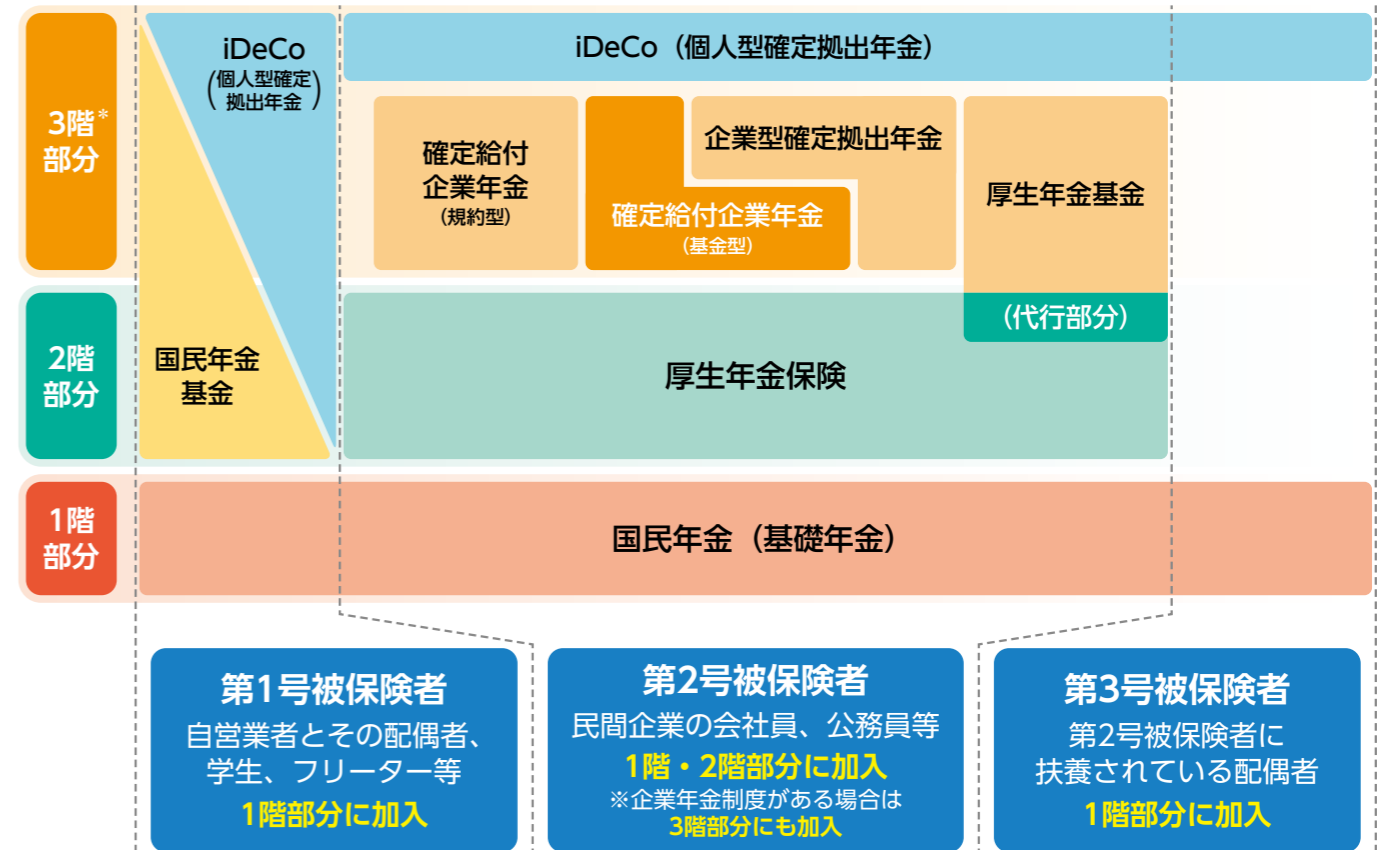
- 国の年金制度の加入者には、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」と3つの種別があります（図参照）。
- 就職、結婚、転職等のライフイベントによってその種別が変わる場合があります。
- 種別が変わる場合は手続きが必要になります（コラム参照）。

知っておきたい「年金用語」

第3号被保険者

会社員や公務員など国民年金の第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者は国民年金の第3号被保険者になります。第3号被保険者である期間は保険料を自分で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

図●年金制度の全体像



* 確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、厚生年金基金等。このほか3階部分には、原則、20歳以上60歳未満（厚生年金保険加入者は65歳未満）のすべての人が加入できる個人型確定拠出年金（iDeCo）や第1号被保険者が加入できる国民年金基金があります。

コラム
Column

Q

年金制度の種別が変わるときはどうすればいい!?

A

就職や結婚、転職等のライフイベントによって、本人や家族の加入する年金制度が変わるときは、手続きが必要になります。手続きを忘れてしまうと将来の年金受給に支障が出る場合がありますので、ご注意ください。

変更前の種別	種別が変更されるケース	変更後の種別	変更手続き
第1号被保険者	民間企業の会社員が公務員になる	第2号被保険者	勤務先が手続きする
	配偶者が第2号被保険者になったとき、その被扶養者になる	第3号被保険者	配偶者が勤務先に申し出る
第2号被保険者	退職して自営業者になる、または就職しない	第1号被保険者	住民票のある市区町村で本人が手続きする
	退職して第2号被保険者の被扶養者となる	第3号被保険者	配偶者が勤務先に申し出る
第3号被保険者	配偶者である第2号被保険者が退職して自営業者になる、または就職しない	第1号被保険者	住民票のある市区町村で本人が手続きする
	民間企業の会社員が公務員になる	第2号被保険者	勤務先が手続きする

※ 週20時間以上勤務、年収106万円（月額賃金8.8万円）以上、勤務期間が2ヵ月以上見込まれるパートタイム等で、従業員101人以上の企業（従業員100人以下の企業は労使合意がある場合）で働く場合は第2号被保険者となります。